

# 三重県助産師会安全管理指針

2024年9月11日作成

## 1 総則

### 1-1 基本理念

三重県助産師会は、「助産師の声明」をもとに、地域の母子やその家族への支援を目的としている。

この目的を達成するため、安全管理委員会の委員および、全会員が一丸となって、医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から医療事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、本会における安全管理および医療事故防止の徹底を図るため、ここに三重県助産師会安全管理指針を定める。

### 1-2 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

\*医療事故……医療の過程において対象者に発生した望ましくない事象。医療の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。

\*会員： 本会に所属する助産師

## 2 安全管理体制

### 1) 安全管理者の設置

安全管理者として

役職：安全管理対策委員長を置く。

### 2) 安全管理者の任務

- ① 三重県内の助産業務機関における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するため、各会員、医療機関、市町村、事業委託元とともに、三重県助産師会の安全対策委員会、日本助産師会と連携する。
- ② 安全管理に関する会議を2か月に1回および必要時に開催する。開催後は速やかに議事録を作成し、3年間これを保管する。
- ③ 公表されている種々のガイドラインを会員へ周知する。
- ④ 医療安全のための報告制度等で得られた事例の検討、再発防止策の策定及び、当該会員へ周知する。
- ⑤ 三重県助産師会において医療事故防止活動および医療安全管理研修の企画立案をする。
- ⑥ 対象者に望ましくない事象が発生した場合は、関わった会員から十分に状況を聴取、事象発生の経緯を明らかにし、対象への影響度に応じて、三重県助産師会の安全対策委員会に報告し、再発防止に取り組む。

### 3 安全確保のための基本方針

対象者に望ましくない事象が発生した場合は、その事例を検討し、当該会員の助産の質の改善と、事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するのに必要な情報を収集する。また当該会員は、以下の要領にしたがい事例報告を行うものとする。

この報告は有害事象の未然防止や事故の再発予防の目的のために活用されるものであり、事実の報告のみ行われる。

#### 1) 当該会員からの報告等

当該会員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式に定める書面により、速やかに報告するものとする。報告書は助産録等に基づき作成する。

##### ① アクシデント（表1 3a以上）

過失の有無を問わず、対象者に望ましくない事象（有害事象）が発生した場合は、発生後直ちに、三重県助産師会安全対策委員長へ報告する。且つ安全管理委員委員長は三重県安全対策委員および代表理事に報告する。代表理事は東海北陸地区理事へ報告する。東海北陸地区理事は日本助産師会へ報告する。

##### ② インシデント（表1 0～2）

発見や対応等が遅れれば対象者に有害な影響を与えたと考えられる事例が発生した場合には、三重県助産師会安全対策委員会へ報告する。

##### ③その他～医療事故ではないが日常業務の中で危険と思われる状況

業務上発生したクレームや、訪問先で与えた損害、移動中の交通違反等のトラブル、助産師が被害を受けた場合など。これらの報告にあたっては、発生した事象により「対象者に影響を与えたレベル」で報告する。

会員は自身では解決困難な事例、および、係争に発展する可能性があるものについては、三重県助産師会安全対策委員長に報告をする。

例：駐車違反の対応をして次の訪問先に行けず、次の訪問日時を変更した。母子の状況に影響を与えた場合の影響度はインシデントと考えられるが、その日に訪問をしなかったことで医療的なケアが増えた場合には、アクシデントになる。

表1 インシデント・アクシデントの対象者影響度分類

| 影響レベル  | 傷害の<br>継続性 |         | 傷害の程度  | 内容  |
|--------|------------|---------|--------|---|
|        | 0          | —       |        |   |
| インシデント | 1          | なし      |        | 対象者への実害はなかった<br>(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)  |
|        | 2          | 一過性     | 軽度     | 処置や治療は行わなかった (対象者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)                               |
|        | 3a         | 一過性     | 中等度    | 簡単な処置や治療を要した (消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)   |
| アクシデント | 3b         | 一過性     | 高度     | 濃厚な処置や治療を要した (バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来通院の対象者が入院した、骨折など)                      |
|        | 4a         | 一過性～永続的 | 軽度～高度  | 永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない   |
|        | 4b         | 永続的     | 中等度～高度 | 永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う   |
|        | 5          | 死亡      |        | 死亡 (現疾患の自然経過によるものは除く)   |
| その他    |            |         |        | 医療事故とは異なるもので、クレーム、施設や訪問先での物損、移動中の交通違反、助産師が対象者から心身の被害を被った場合など<br>上記の「対象者への影響レベル」により報告を行う |

(国立大学附属病院医療安全管理協議会「医療事故の影響レベル」一部改変)

図1 有害事象発生時報告フロー

## 2) 報告された情報の取り扱い

インシデント・アクシデント報告は有害事象の未然防止や事故の再発予防の目的のために活用されるものであり、事実のみ報告すること。報告内容に含まれる個人情報の取り扱いには十分注意すること。

## 3) 報告内容に基づく改善策の検討

三重県助産師会安全対策委員長は、前項に基づいて収集された情報を、助産所や会員が提供する助産ケアの質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

- ① すでに発生した対象者に望ましくない事象、あるいは対象者に望ましくない事象になりかけた事例を検討し、その再発防止策を策定し、会員に周知すること。
- ② 上記で策定した安全対策が、確実に実施され、医療事故防止、助産ケアの質の改善に効果を上げているかを評価すること。

## 4 安全管理のためのマニュアルの確認

三重県助産師会安全対策委員長は本指針の運用後、必要に応じて、多くの委員の積極的な

参加を得て、以下に示すマニュアルを確認し、年に一度および必要に応じて担当部署に見直しを依頼する。

- (1) 情報管理マニュアル（個人情報保護にかかるマニュアル）※
- (2) 災害対策マニュアル※
- (3) その他

## 5 安全管理のための研修の受講

### 1) 研修を受講する目的

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての会員に周知徹底することを通じて、会員個々の安全意識の向上を図るとともに、三重県助産師会の安全管理の質を向上させることを目的とする。

### 2) 安全管理のための研修の受講

三重県助産師会安全対策委員長は、日本助産師会などが策定している研修計画にしたがい、概ね1年に1回、および必要に応じて、全会員が医療安全管理のための研修を受講できるよう情報提供を行う。また、三重県助産師会安全対策委員長および会員は、研修の受講に努め、受講した研修について、その概要を記録し、各個人のポートフォリオなどで管理しておくことが望ましい。

### 3) 安全管理研修の方法

安全管理に関する研修は、管理者等の講義、施設内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献等の抄読などの方法で行う。

## 6 有害事象発生時の基本方針

### 1) 救命措置の最優先

- ① 過失によるか否かを問わず、対象者に望ましくない事象が生じた場合には、速やかに、管理者・嘱託医・嘱託医療機関の医師に報告するとともに、総力を結集して、可能な限り対象者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くすよう、会員に指導する。
- ② 緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておくよう、会員に指導する。

### 2) 三重県助産師会としての対応方針の決定

報告を受けた三重県助産師会安全対策委員長は、対応方針の決定に際し、委員会を開催し、必要時、日本助産師会に招集を依頼した上で、方針を決定する。

### 3) 対象者・家族・遺族への説明

三重県助産師会安全対策委員長は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故

の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、本人、家族等に誠意をもって説明する。

母子が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明するよう、会員に指導する。また、この説明の事実・内容等を助産記録等に記入するよう、会員に指導する。

## 7 その他

### 1) 本指針の見直し、改正

少なくとも毎年1回以上、本指針の見直し、改正を検討するものとする。また、本指針の改正は、三重県助産師会安全対策委員長と委員の合議により行う。

### 2) 本指針の閲覧

本指針について、対象者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

### 3) 対象者からの相談への対応

ケアやサービス等に関する対象者や家族からの相談に対しては、担当委員を決め、誠実に対応する。担当委員は必要に応じ、三重県助産師会安全対策委員長に報告し、委員で内容を共有する。三重県助産師会での対応が困難な場合や、助産師業務全体にかかわる内容であるときには、日本助産師会にも情報共有をする。

## 10. その他

1) 策定日 2024年9月11日

2) 更新履歴

2025年5月28日